

第 1 期

石川県イノシシ管理計画

平成 2 7 年 5 月

石 川 県

## 目 次

1	計画策定の目的と背景	1
2	管理すべき鳥獣の種類	2
3	計画の期間	2
4	管理が行われるべき区域	2
5	現状	2
	(1) 生息状況	
	(2) 生息環境	
	(3) 耕作放棄地の状況	
	(4) 農作物被害の状況	
	(5) その他の被害の状況	
	(6) 被害防止対策の状況	
6	第1期イノシシ保護管理計画の評価	15
	(1) 特例休猟区の捕獲数	
	(2) 狩猟期間の延長期間での捕獲数	
7	管理の目標	16
	(1) 管理の目標	
	(2) 目標を達成するための施策の基本的考え方	
8	個体数の調整に関する事項	18
	(1) 個体数管理の考え方	
	(2) 個体数管理の方法	
9	生息地の保護及び整備に関する事項	19
10	被害防除対策	19
11	イノシシの利活用の推進	19
12	その他管理のために必要な事項	20
	(1) モニタリング等の調査研究	
	(2) 計画の実施体制	
	(3) 普及啓発等	
	(4) 関係県等との連絡調整	

## 1 計画策定の目的と背景

本県では、縄文遺跡からイノシシの頭蓋骨の一部が出土しており、江戸時代の捕まえたイノシシを祭った猪塚(津幡町)やイノシシの侵入を防ぐ猪垣築造計画の資料(志賀町)が存するなど、古代から、近世にかけてイノシシが生息していたと考えられる。しかし、環境庁が実施した自然環境保全基礎調査により、明治から大正期に絶滅したとされていた。

現在、県内に生息するイノシシの個体群は、福井県等の隣県からの侵入個体が増加し生息域を拡大してきたものと考えられる。

本県におけるイノシシの捕獲を、狩猟関係統計(昭和21年度から)から見ると、昭和28年まで捕獲実績はなく、昭和29年度から昭和50年代に入るまで、断続的に捕獲が続いているものの、一桁台と捕獲数が増加することはなかった。昭和55年に10頭の捕獲記録があるが、昭和56年の豪雪に加賀市内で餓死したイノシシの記録があるなど、石川県では冬季の積雪が原因で繁殖分布することが困難であったと考えられ、平成元年までの捕獲数は一桁台が続いた。しかし捕獲数は平成2年以降は急激に増加し、平成5年には10頭、平成10年には100頭、平成17年には1,000頭、平成22年には2,000頭を超えた。これは、近年急激に生息数が増大したことを物語っており、これに伴い農業被害などの人との軋轢を引き起こしている。

イノシシの繁殖力は、日本に生息する他の偶蹄類に比較して高く、農作物など栄養価の高い植物を摂取することによりさらに向上するとされている。一方、これまで野生動物との緩衝地帯となっていた里山では、農山村における人々の生産活動が停滞し、その緩衝地帯としての機能が低下しており、全国的に生息数や生息域の拡大、農林業被害(人身被害を含む)の増大につながっている。

このため、積極的に捕獲を推進するとともに、防護柵等の被害防除のための施設の設置や、荒廃しイノシシの好適な生息地となりつつある休耕田や耕作放棄地等を中心とした里地里山の環境改善を図ることによって、イノシシの生息の抑制を図る総合的な方策を講じる必要がある。

本県では平成21年11月に「第1期石川県イノシシ保護管理計画」を策定し、狩猟・有害捕獲によるイノシシの捕獲や電気柵等の防護柵設置による被害防除を総合的に実施してきたが、農業被害は依然として増加し、平成23年度までに平成19年度被害額の80%程度にするという目標が、達成されていない。

平成26年、鳥獣保護法が改正され、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成27年5月29日施行予定)に名称変更するとともに、従来の「特定鳥獣保護管理計画」が「第一種特定鳥獣保護計画」と「第二種特定鳥獣管理計画」に区分された。本県のイノシシは、その生息域が拡大していることから、管理すべき鳥獣とし、「第1期石川県イノシシ管理計画」を策定し、引き続き、管理の目標を設定し、個体数管理や被害防除対策等の手段を総合的に講じる必要がある。

## 2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (Sus scrofa)

## 3 計画の期間

平成27年5月29日から平成29年3月31日

上位計画である第11次鳥獣保護管理事業計画の計画期間に合わせるが、期間内であっても特定鳥獣の生息状況等に大きな変動が生じた場合は、必要に応じて計画の改定等を検討するものとする。

## 4 管理が行われるべき区域

平成22年に珠洲市で農業被害が報告されるなど、イノシシの生息域が県内全域に広がっていることから、県下全ての市町を計画対象区域とする。

市 町 名	所管する農林総合事務所
加賀市、小松市、能美市、川北町	南加賀農林総合事務所
白山市、野々市市	石川農林総合事務所
金沢市、かほく市、津幡町、内灘町	県央農林総合事務所
七尾市、中能登町、羽咋市、志賀町、宝達志水町	中能登農林総合事務所
輪島市、珠洲市、穴水町、能登町	奥能登農林総合事務所

## 5 現状

### (1) 生息状況

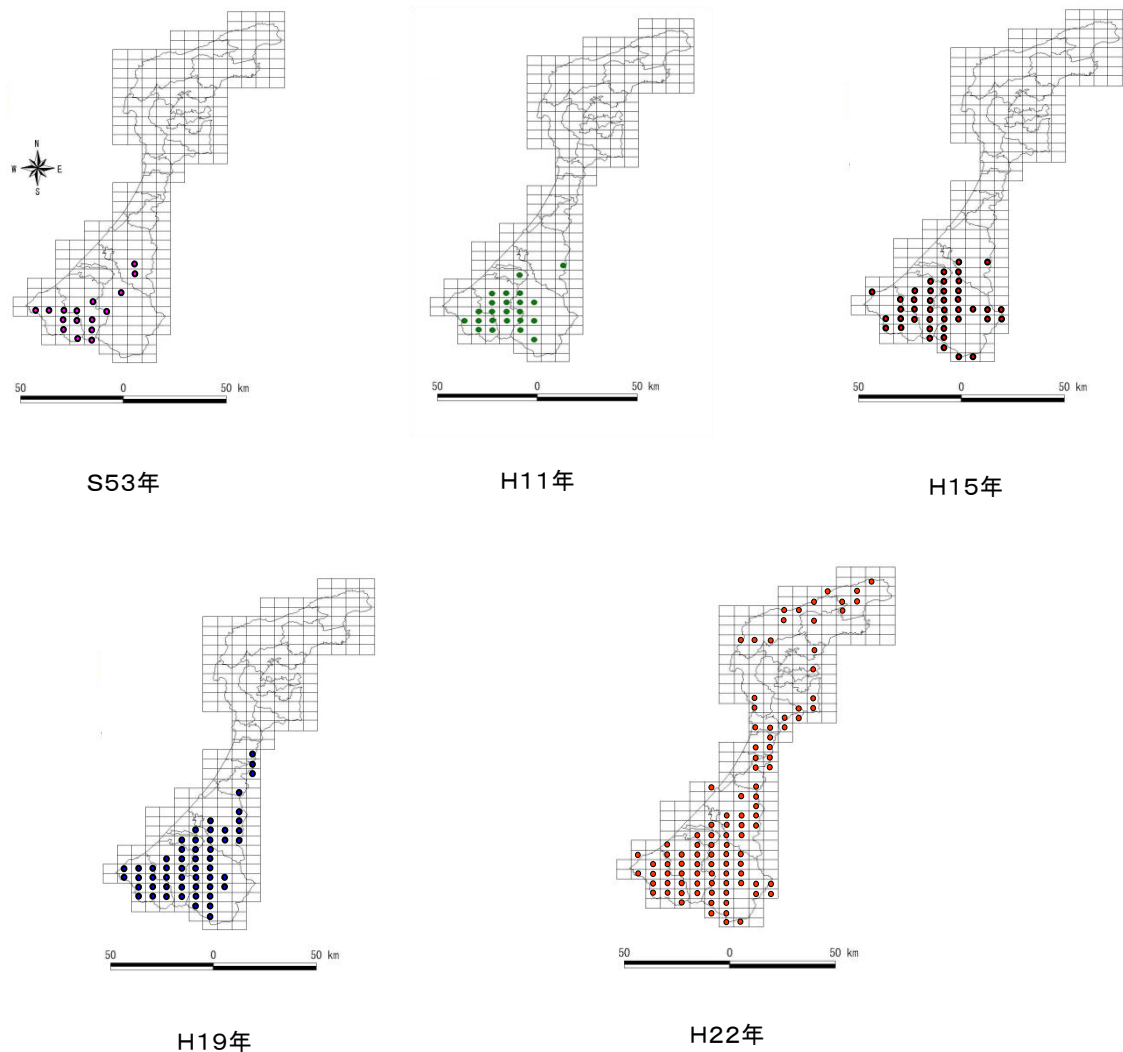
#### ① 現在の分布状況

平成22年(2010年)時点では、石川県内におけるイノシシの分布地は、能登地域の山間地、津幡町の山間地、金沢市の丘陵・山間地、白山市の丘陵・山間地、能美市、小松市、加賀市にかけての丘陵・山間地に生息しているものと見られ、標高的には500mまでの地域に分布が多く、地域的には、能美市、小松市、加賀市にかけての丘陵・山間地や白山市の旧鳥越村周辺が中心的分布地であると見られていたが、能登地区の捕獲数が年々増加している等、川北町、野々市市、内灘町を除く県内全域に分布していると思われる。

## ② イノシシの分布拡大

石川県内におけるイノシシの分布状況をメッシュ図で比較すると、昭和53年(1978年)では16メッシュ(5.9%)、平成11年(1999年)では23メッシュ(8.4%)、平成15年(2003年)では42メッシュ(15.4%)、平成19年(2007年)では54メッシュ(19.8%)、平成22年(2010年)では99メッシュであり、約30年で分布域は約6倍に拡大している。(図1)

これまでは積雪が本州におけるイノシシ生息の制限要因とされてきたが、暖冬傾向により分布拡大のスピードが早くなっていると考えられ、平成22年度の被害報告では、北端は珠洲市の水田まで農作物被害が拡大している。



資料:自然環境保全基礎調査結果及び白山自然保護センター調査より

図1 イノシシの分布状況の推移(約 5km メッシュ図)

## (2) 生息環境

一般に、イノシシは多雪に弱く、積雪深30cm以上の日が70日以上続くことが生息を制限する目安と言われており、昭和56年から平成25年までの白山市吉野観測所(標高180m)の気象データから、積雪深が30cm以上あった日数をグラフに示した。(図2)

昭和61年以降は70日を越える年が、平成3年、7年、18年、23年、24年の5回のみであり、この少雪傾向がイノシシの生息拡大につながっていると考えられる。

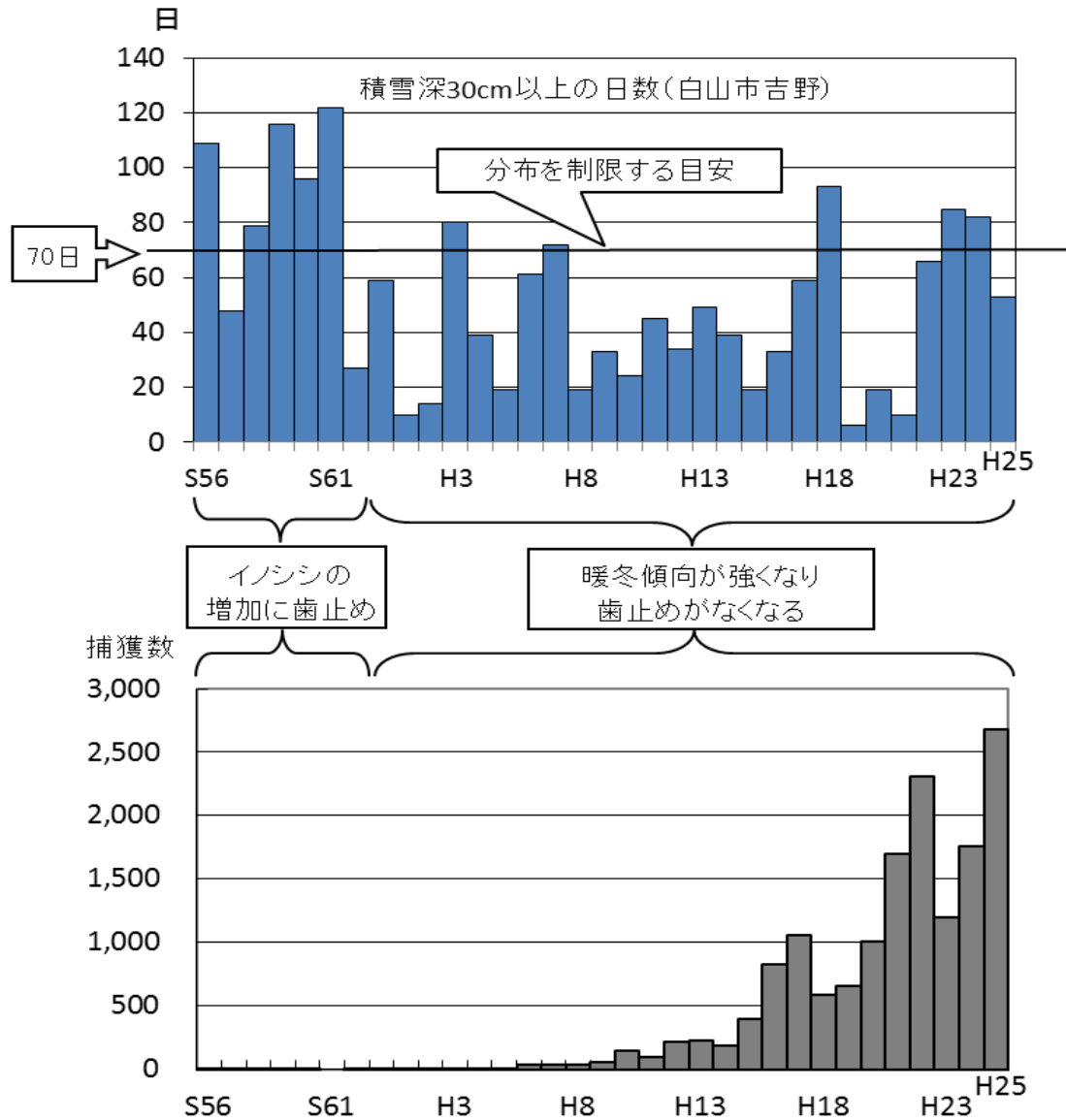
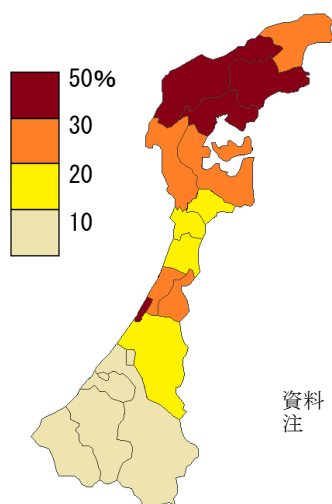


図2 イノシシの制限要因となる積雪深 30cm 以上の日数と捕獲数の変化

### (3) 耕作放棄地の状況

耕作放棄地はイノシシがぬた場として利用することが多く、また、クズやススキ等イノシシの餌となる植物が繁茂するため、身を隠しながら良好な餌が確保できる生息好適地となっている。そのため、耕作放棄地周辺や、耕作放棄地の多い集落では、イノシシの被害が多発しているとの報告もある。図3に石川県内の市町別の耕作放棄地率を示した。

耕作放棄地率は、加賀地方で低く能登地方で比較的高くなっている。加賀地方の各市町では10%以下となっており、金沢市では10~20%、かほく市、津幡町では20~30%の間となっている。七尾市以北の各市町では20%以上で、特に輪島市、穴水町、能登町では、30%以上が耕作放棄地となっている。



資料：2010年世界農林業センサス（平成23年12月石川県県民文化局）  
注：耕作放棄地率＝（耕作放棄地面積）／（耕作放棄地面積＋経営耕地面積）

図3 市町別耕作放棄地率分布

#### (4) 農作物被害の状況

イノシシによる被害が発生した市町と、その被害が起こり始めた年を図4に示した。イノシシによる被害は平成10年に加賀市(旧山中町今立)で穂が出たばかりのイネをイノシシが踏み倒したとの記録があり、これが本県でのイノシシ被害の始まりである。農業被害統計では、翌11年から同じく旧山中町から水稻の被害情報が出ており、その後、年々、加賀市、小松市と被害地が増えてきている。さらに、平成22年には珠洲市など奥能登2市2町にまで被害が広がり、平成25年には、川北町、野々市市、内灘町を除く16市町に被害が拡大した。

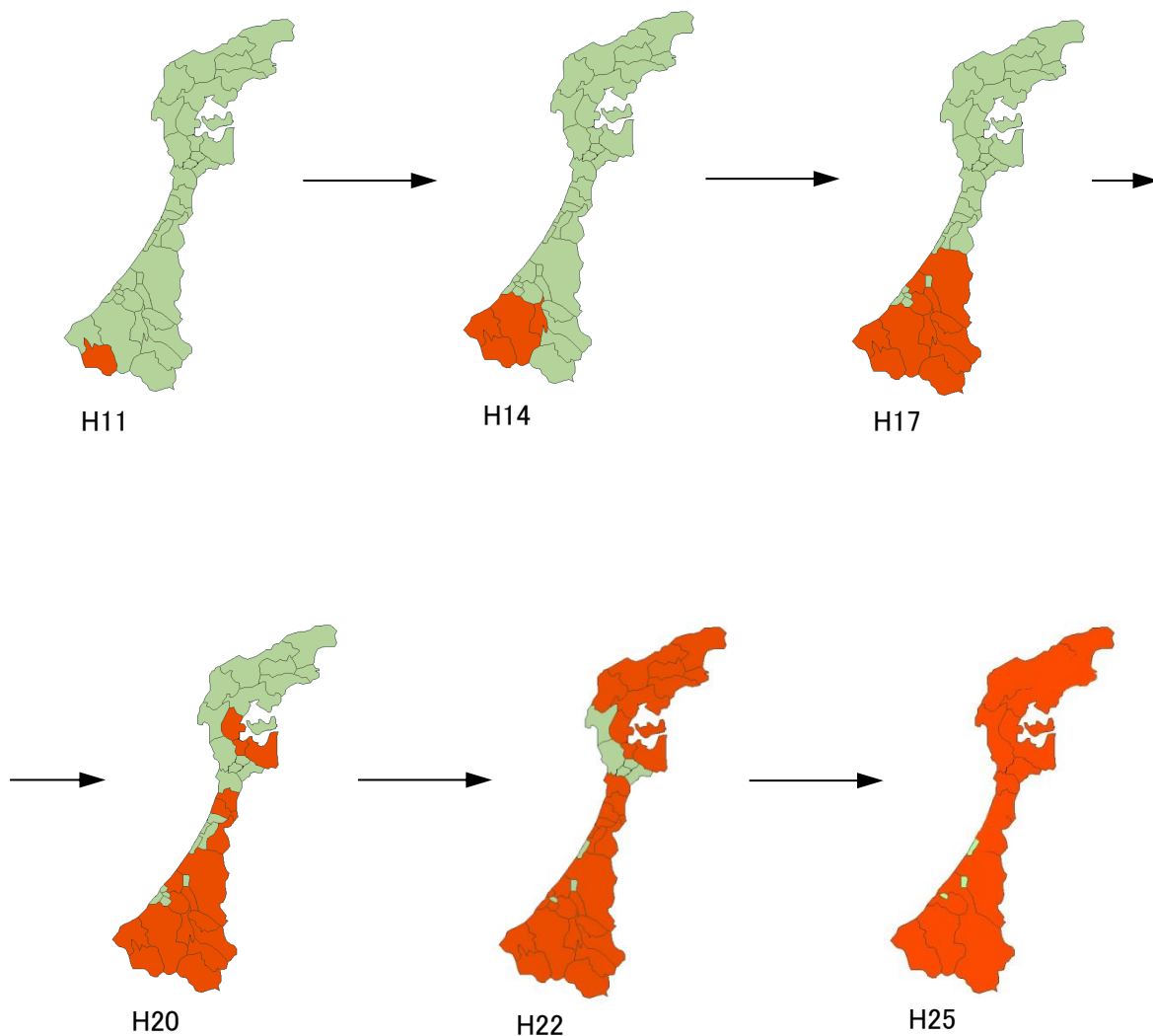


図4 農作物被害の拡大状況



次に、イノシシによる農作物の被害量、被害金額の推移について図5、表1にまとめた。  
 平成19年以降に増加しており、平成25年の被害金額は49,777千円となっている。  
 なお、水稻被害が被害量、被害金額ともに90%以上を占めている。

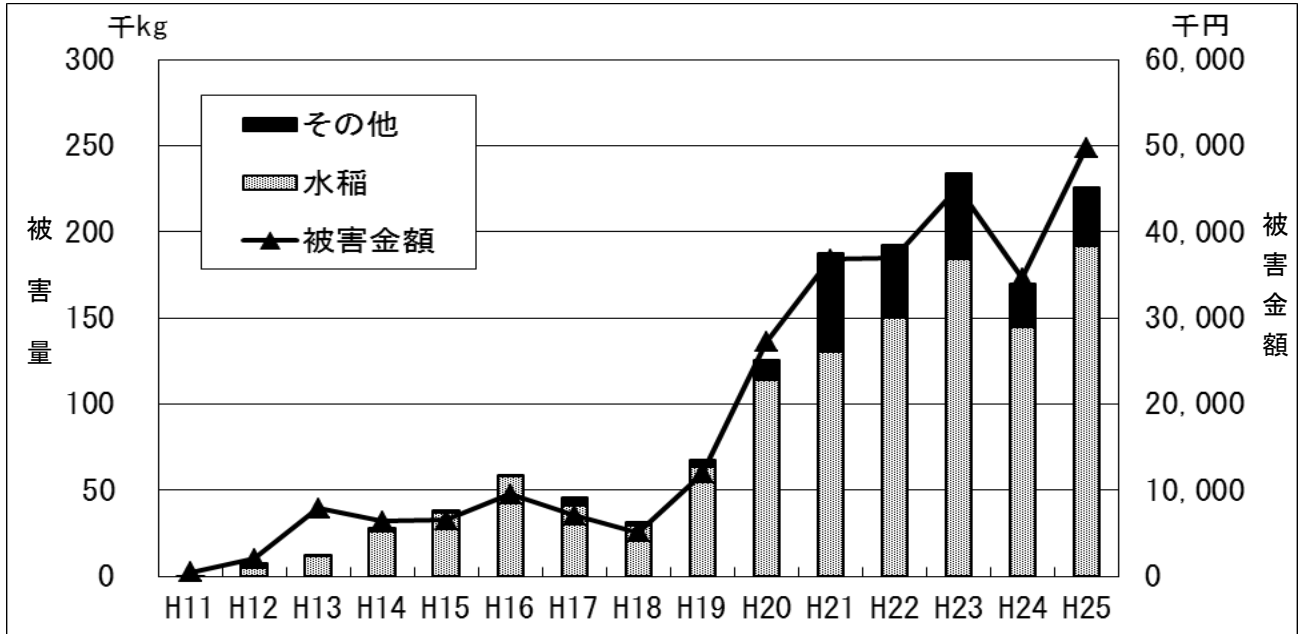


図5 農作物の被害量と被害金額の状況

表1 農作物の被害量と被害金額

		H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
被害量 (kg)	水稻	1,701	4,492	11,748	26,163	37,083	58,009	40,866	29,123	63,254	114,039	130,024	149,913	184,042	144,702	191,790
	その他	0	3,190	444	2,028	1,349	706	4,770	2,329	3,929	11,193	57,514	42,142	49,608	25,338	34,039
	計	1,701	7,682	12,192	28,191	38,432	58,715	45,636	31,452	67,183	125,232	187,538	192,055	233,650	170,040	225,829
被害金額 (千円)	水稻	442	1,142	7,705	6,126	6,298	9,406	6,399	4,755	10,541	24,290	27,695	27,806	37,485	30,418	43,022
	その他	0	890	188	238	223	156	701	343	1,370	2,905	9,112	9,106	7,607	4,214	6,755
	計	442	2,032	7,893	6,364	6,521	9,562	7,100	5,098	11,911	27,195	36,807	36,912	45,092	34,632	49,777

平成 25 年被害額を対 19 年比で見ると、県全体で約4倍となっている。

地域別に見ると、加賀地域では年次変動はあるものの概ね横ばいであるのに対し、能登地域では年々増加傾向にある。

表2 市町別イノシシによる農作物被害金額

(単位:千円)

	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H25/H19(%)
小松市	3,396	6,689	7,002	9,138	11,568	6,392	9,561	281.5
加賀市	2,337	6,870	11,184	8,896	11,859	8,487	7,735	331.0
能美市	2,173	4,997	3,186	3,471	3,810	1,078	1,873	86.2
川北町	0	0	0	0	0	0	0	-
白山市	714	6,034	2,963	1,998	181	152	60	8.4
野々市市	0	0	0	0	0	0	0	-
金沢市	2,989	2,338	10,498	8,111	10,823	4,610	11,140	372.7
かほく市	0	0	0	420	310	296	610	-
津幡町	0	13	963	2,028	2,121	1,753	4,469	-
内灘町	0	0	0	0	0	0	0	-
<b>加賀地域</b>	<b>11,609</b>	<b>26,941</b>	<b>35,796</b>	<b>34,062</b>	<b>40,672</b>	<b>22,768</b>	<b>35,448</b>	<b>305.3</b>
七尾市	0	107	953	2,085	1,940	3,615	2,742	-
羽咋市	0	0	0	10	128	1,501	1,860	-
志賀町	0	0	52	0	0	0	924	-
宝達志水町	302	147	6	520	832	1,445	2,035	673.8
中能登町	0	0	0	0	0	39	911	-
輪島市	0	0	0	10	806	1,153	1,394	-
珠洲市	0	0	0	83	564	2,211	1,714	-
穴水町	0	0	0	50	150	227	696	-
能登町	0	0	0	92	0	1,673	2,053	-
<b>能登地域</b>	<b>302</b>	<b>254</b>	<b>1,011</b>	<b>2,850</b>	<b>4,420</b>	<b>11,864</b>	<b>14,329</b>	<b>4,744.7</b>
<b>合計</b>	<b>11,911</b>	<b>27,195</b>	<b>36,807</b>	<b>36,912</b>	<b>45,092</b>	<b>34,632</b>	<b>49,777</b>	<b>417.9</b>

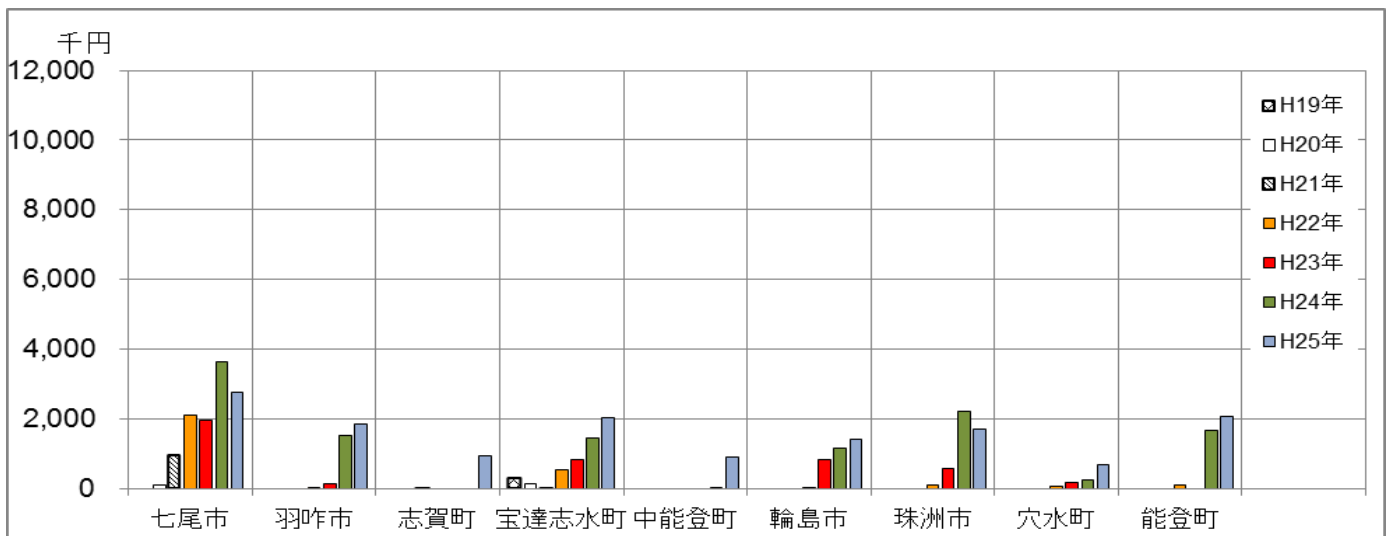
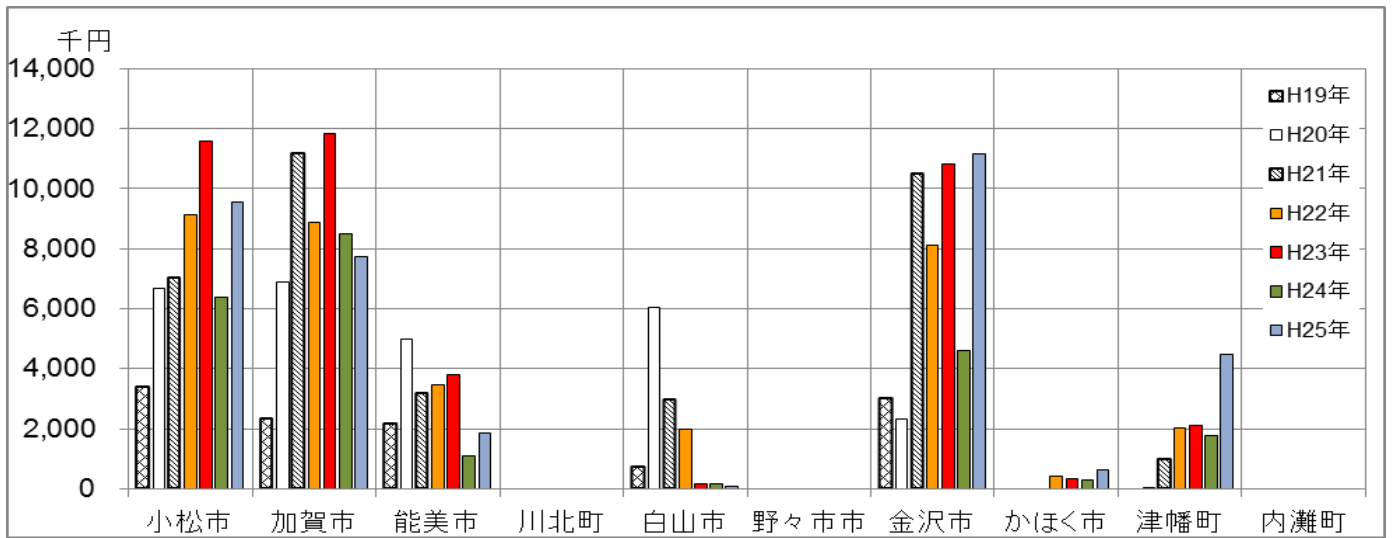


図6 市町別イノシシによる農作物被害金額

(5) その他の被害の状況

平成22年1月に、金沢市で軽自動車がいノシシを轢く事故が発生し、車両の下敷きになったいノシシが暴れて逃走し、猟友会会員2名に襲いかかり、警察官が拳銃でいノシシを捕獲するという人身被害が発生したほか、同年7月には能美市でいノシシとバイクが衝突する事故が発生するなど、いノシシの増加に伴い、いノシシによる交通事故などの人身被害が発生している。

## (6) 被害防止対策の状況

### ① 各市町等の被害防止対策について

平成 23 年度までに、県内の全市町で地域毎の鳥獣被害防止対策協議会が設立された本県では、防護柵については、電気柵で農地を取り囲む対策がとられている事例が多いが、金網フェンス等を設置しているものもある。平成 25 年度までに、373 集落で、1,075kmの防護柵が整備され、被害防止に一定の効果が現れている。

なお、日頃から、イノシシなどが隠れられないように草刈りをすることや、エサとなる野菜くずや果樹を放置しないなどの取り組みを地域ぐるみで行ってもらうことが大切であり、県では、平成 22 年度から、地域における農作物の被害対策を的確かつ効果的に実施するために必要な知識や技術を習得するための研修会を実施し、市町職員等の知識や技術を向上させることで、地域における被害対策の取り組み強化につなげている。

また、平成 25 年度には、被害を受けている 324 集落において、対策の取りまとめ役となる集落リーダーを選任しており、県で集落リーダーに対し研修を行い、イノシシの被害防止に関する知識の向上を図っている。

さらに、農林総合事務所ごとに現地指導チームを設置し、被害集落の実態把握・対策の取りまとめを行うための集落点検を協議会と連携して実施している。

## ② 捕獲等の状況

昭和21年度からの鳥獣関係統計を見ると、昭和28年度まではイノシシの捕獲実績がなく、昭和29年度から昭和50年代初めまでは断続的に数頭が捕獲されていた。その後は、毎年捕獲されるようになり、平成5年度までは10頭以下の捕獲数にとどまっていたが、平成6年度から徐々に捕獲数が増え始め、平成12年度からは有害捕獲でも捕獲されるようになったこともあり、平成17年度に狩猟958頭、有害捕獲100頭、計1,058頭の捕獲数を記録した後は、一旦減少したが、再び増加し、平成25年度には、狩猟1,448頭、有害捕獲1,236頭、計2,684頭にのぼり、過去最高を記録した。(図7、表3)

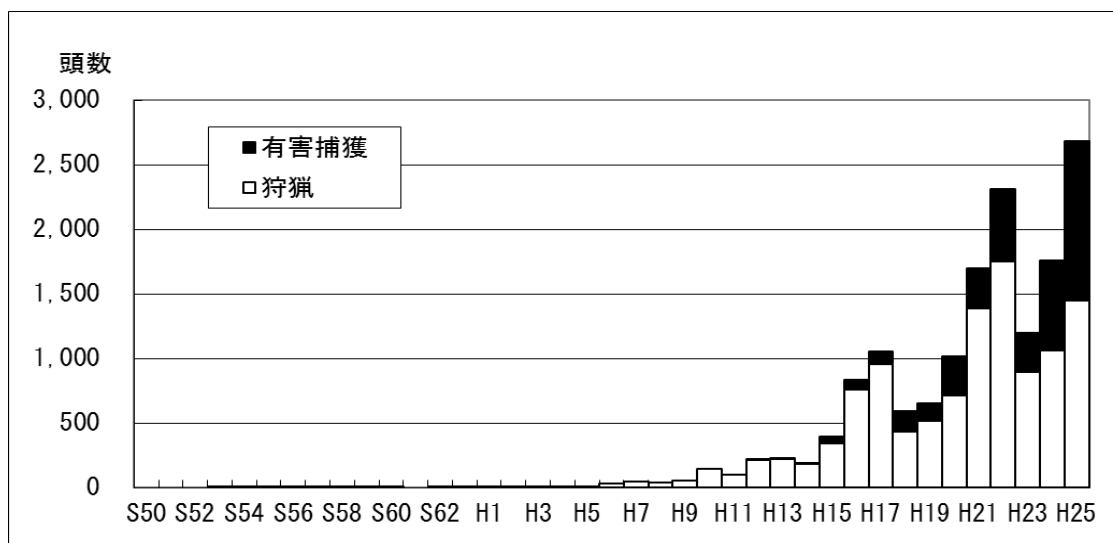


図7 イノシシの捕獲数

表3 イノシシの捕獲の内訳

	S29	H5	H6	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
狩猟	5	10	34	147	98	216	224	180	342	756	958	431	516	711	1,391	1,754	899	1,064	1,448
有害	0	0	0	0	0	3	2	12	52	76	100	158	139	302	307	560	296	693	1,236
計	5	10	34	147	98	219	226	192	394	832	1,058	589	655	1,013	1,698	2,314	1,195	1,757	2,684

地域別にみると、加賀地域では県内捕獲数の約8割が捕獲されているが、能登地域でも、これまで捕獲のなかった市町でも捕獲されるようになり、捕獲数が大幅に増加している。(図8、表4)

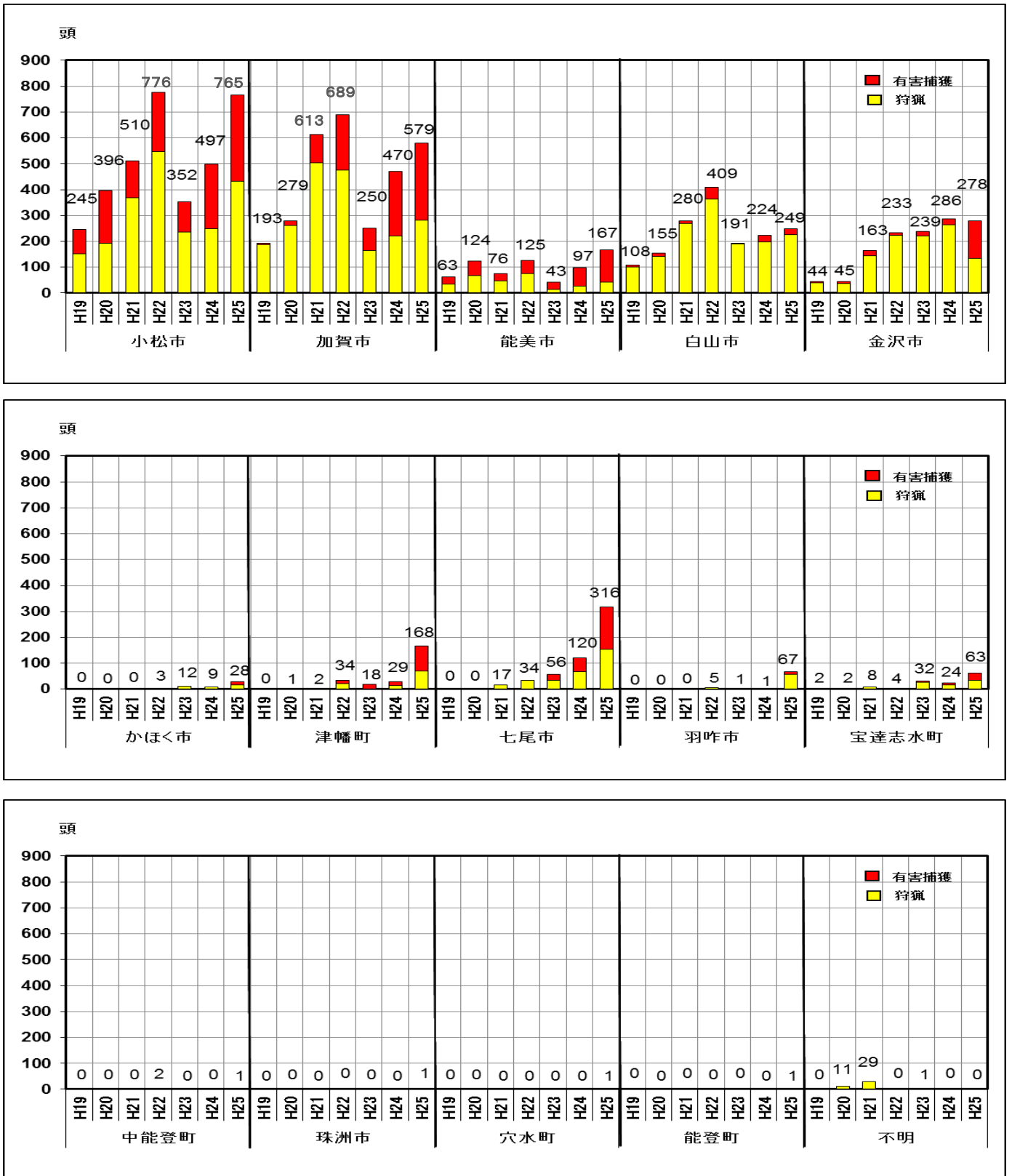


図8 市町別イノシシの捕獲数

表4 市町別イノシシの捕獲数

(単位:頭)

	H19年度			H20年度			H21年度			H22年度			H23年度			H24年度			H25年度		
	有害 捕獲	狩猟 計	有害 捕獲	有害 捕獲	狩猟 計	有害 捕獲	有害 捕獲	狩猟 計	有害 捕獲	有害 捕獲	狩猟 計	有害 捕獲	有害 捕獲	狩猟 計	有害 捕獲	有害 捕獲	狩猟 計	有害 捕獲	有害 捕獲	狩猟 計	
小松市	93	152	245	204	192	396	141	369	510	230	546	116	236	352	248	249	497	333	432	765	
加賀市	5	188	193	19	260	279	109	504	613	213	476	86	164	250	249	221	470	298	281	579	
能美市	28	35	63	57	67	124	28	48	76	50	75	29	14	43	71	26	97	124	43	167	
川北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
白山市	8	100	108	14	141	155	10	270	280	45	364	1	190	191	27	197	224	24	225	249	
野々市市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
金沢市	5	39	44	7	38	45	19	144	163	10	223	19	220	239	22	264	286	144	134	278	
かほく市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	12	12	0	9	9	11	17	28	
津幡町	0	0	0	1	0	1	0	2	2	12	22	18	0	18	15	14	29	99	69	168	
内灘町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
加賀地区	139	514	653	302	698	1,000	307	1,337	1,644	560	1,709	269	836	1,105	632	980	1,612	1,033	1,201	2,234	
七尾市	0	0	0	0	0	0	0	17	17	0	34	21	35	56	53	67	120	163	153	316	
羽咋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	1	1	1	0	1	10	57	67	
志賀町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
宝達志水町	0	2	2	0	2	2	0	8	8	0	4	6	26	32	7	17	24	29	34	63	
中能登町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
輪島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
珠洲市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
穴水町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
能登町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
能登地区	0	2	2	0	2	2	0	25	25	0	45	27	62	89	61	84	145	203	247	450	
不明	0	0	0	0	0	0	0	29	29	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	
合計	139	516	655	302	711	1,013	307	1,391	1,698	560	1,754	296	899	1,195	693	1,064	1,757	1,236	1,448	2,684	

### ③ 狩猟者の状況

狩猟者は狩猟によりイノシシの数を調整する役割を担っているとともに、有害捕獲の従事者としても重要な役割を果たしている。しかし、近年、本県における狩猟者は減少傾向にあり、平成18年度の狩猟者登録数は834件となった。平成19年度以降は微増し、平成25年度は916件となったが、平成11年度の1,074件と比較すると約15%減少している。また、種類別に見ると、第一種銃猟については、平成11年度は924件だったが、平成25年度には521件となり、約44%減少しているものの、網・わな猟については、平成11年度は78件だったが、平成19年度に狩猟免許の取得促進を図るために、網猟とわな猟が区分されてから、特にわな猟免許取得者が順調に増加し、平成25年度の登録者数は334件と平成19年の約3倍となっている。(図9)

一方、平成20年度以降の狩猟免許保有数は概ね増加傾向にあるが、年齢別狩猟免許保有数を見ると、平成11年度では60歳以上の占める割合が約30%だったものが、平成22年度では60%を超えており、高齢化が進行している。

しかし、平成25年度には初めて60%を割り込み、高齢化率に減少が見られた。(図10)

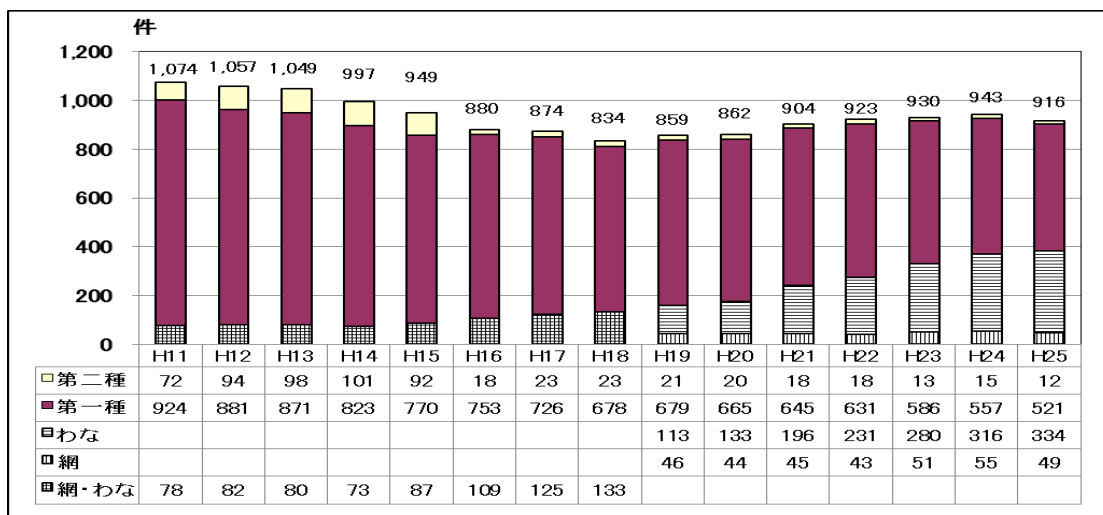


図9 狩猟登録者数の推移

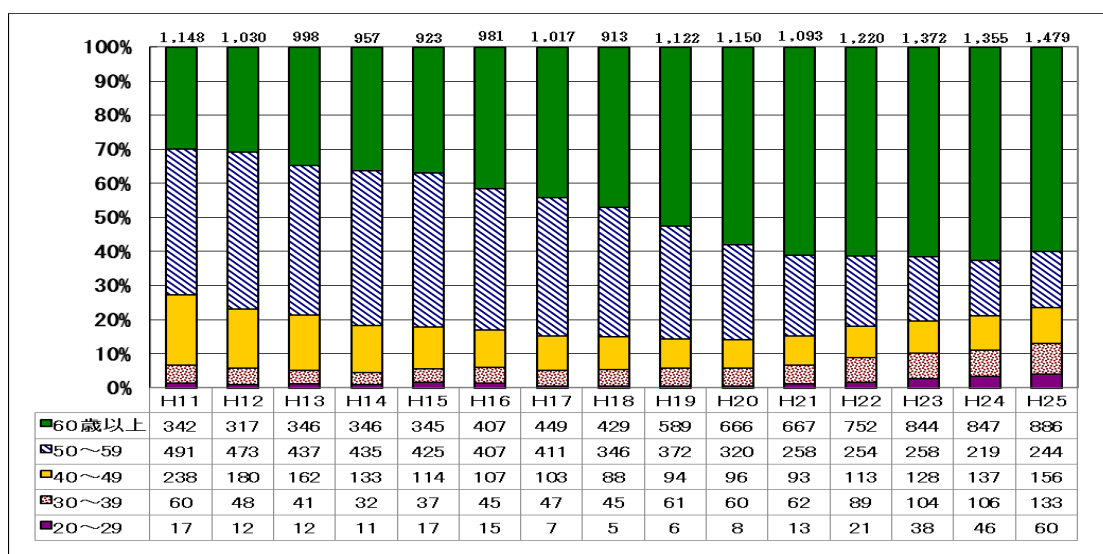


図10 年齢別狩猟免許保有数の推移



## 6 第1期イノシシ保護管理計画の評価

捕獲の促進対策として、平成21年度から実施した狩猟期間の延長や特例休猟区の設定等により、平成22年度の捕獲数は過去最大の2,314頭を記録したが、農業被害額は増加傾向にあり、平成23年は約45,000千円まで増加していることから、今後も継続した対策に取り組んでいく必要がある。

### (1) 特例休猟区の捕獲数

特例休猟区での狩猟によるイノシシの捕獲数については、平成21年度は7頭であったものが、平成22年度は61頭と大幅に増加しており、特例休猟区の設置による効果が認められた。(表5)

表5 特例休猟区での狩猟によるイノシシ捕獲数

	H21	H22
狩猟による捕獲数	1,391 頭	1,754 頭
うち特定休猟区での捕獲数	7 頭	61 頭
休猟区の箇所数	19 箇所	19 箇所
特例休猟区の箇所数	6 箇所	7 箇所
イノシシを捕獲した特例休猟区の箇所数	1 箇所	6 箇所

H21			H22		
休猟区名	所在地	捕獲頭数(頭)	休猟区名	所在地	捕獲頭数(頭)
額	金沢市	7	額	金沢市	37
			花園	金沢市	1
			河内谷	津幡町	16
			杉野屋	羽咋市	1
			本江	羽咋市	4
			鹿島	中能登町	2
		7			61

### (2) 狩猟期間の延長期間での捕獲数

白山自然保護センターが実施した狩猟者アンケートの結果から、狩猟期間延長中のイノシシ捕獲数は、平成22年度が51頭であった。

回答のあった頭数の合計は、571頭であったことから、狩猟期間延長中の捕獲数は、全体の1割程度の増加に貢献していると推測される。(表6)

表6 狩猟期間の延長期間でのイノシシ捕獲数  
(単位:頭)

	H22
狩猟による捕獲数	571
うち2月16日～2月末	47
うち3月1日～3月末	4
計	51

※狩猟者アンケートで回答が得られたものの集計であり、狩猟頭数の合計と上記捕獲数は一致しない

## 7 管理の目標

### (1) 管理の目標

最も重視すべきことはイノシシによる農業被害の抑制であり、当面、平成28年までに平成23年被害額の3分の2程度にすることを目標とする。

- ① 狩猟等の積極的な捕獲により個体数を抑制する。
- ② 地域ぐるみの取り組みによる被害防護柵(電気柵等)によるイノシシの侵入防止やパトロールの実施など、農林業被害や人身被害の防止を図る。
- ③ 生息地となる森林の手入れや餌場となっている耕作放棄地の保全管理に努め、イノシシ被害の抑制を図る。

なお、今後、地域によっては、爆発的な被害の増大も考えられることから、管理の目標については、本計画で行うモニタリング調査の結果を踏まえ、随時見直しを行うことが重要である。

### (2) 目標を達成するための施策の基本的考え方

本計画における施策の基本的考え方は、以下のとおりとする。

- ① イノシシの捕獲を積極的に推進する。
- ② 集落や田畑等への侵入防止と被害防止対策を積極的に推進する。
- ③ イノシシの繁殖の基盤となる林地の手入れと、特に餌場となる耕作放棄地の保全管理に努め、個体数増加と分布拡大の抑制を図る。
- ④ 生息状況に関する指標となる捕獲数、分布の変動及び被害状況をモニタリングによつて的確に把握するとともに、各施策による被害軽減効果の点検・評価を行い、その結果を本計画に反映(フィードバック)させることとする。

石川県内の管理指針を以下に示す。

< 管 理 指 針 >

	内 容
目 標	・安心して農林業に取り組める地域社会の維持を図っていくため、人とイノシシとの適正なすみ分けを図る
方 針	・積極的な捕獲を推進する ・地域ぐるみによる、侵入防止と被害防止対策を推進する ・林地の手入れと耕作放棄地の保全管理を進める
具体的 な 方策	1 捕獲を推進するため、狩猟期間を延長する
	2 狩猟免許試験の実施回数増や周知に努め、新たな捕獲の担い手の増加を図る
	3 休猟区における特例制度の普及啓発及び活用を図る
	4 被害状況を把握し、各施策による被害軽減効果を分析する
	5 地域協議会による被害防止柵事業等の実施を推進する
	6 農耕地においては、電気柵やワイヤーメッシュ柵などの設置により、餌場としての価値を低下させる
	7 耕作放棄地の保全管理を推進する
	8 地域の適切な取組を推進するリーダーを養成する
	9 林地の手入れを推進する
	10 効果的な捕獲を推進する

## 8 個体数の調整に関する事項

### (1) 個体数管理の考え方

個体数管理は、個体数や生息密度を把握した上で、適正な水準に保つようにすることが望ましいが、イノシシに関しては、現時点で密度や個体数を推定する実用的な方法がない。仮に、ある時点での生息数が把握できたとしても、繁殖能力が高く、大型哺乳類の中では特に個体数変動が大きい種であるため、推定結果が役立たなくなる可能性が高い。このため、特に農業被害につながる加害個体の捕獲や、里山の耕作地周辺に生息するイノシシを減少させることを目標とする。

### (2) 個体数管理の方法

#### ① 狩猟期間の延長

狩猟による捕獲圧を高め生息数の低減を図るため、イノシシの狩猟期間を11月1日から3月31日までとする。

ただし、11月1日から11月14日及び3月1日から3月31日までの期間においては、はこわなの使用及び当該はこわなにかかったイノシシを止めさしするための銃器の使用に限る。

㊦ 11/1～11/14	通常の狩猟期間 11/15～2/15	㊧ 2/16～2/末	㊨ 3/1～3/31
-----------------	-----------------------	---------------	---------------

㊦及び㊨ : はこわな猟及び止めさしのための銃猟に限る

㊧ : 銃猟及びわな猟

#### ② 休猟区における特例制度の活用

農林業被害等の状況に応じて、休猟区においてもイノシシの狩猟を行うことができる特例制度を活用し、本計画の効率的な目標達成を図る。

#### ③ 狩猟免許取得の推進と狩猟者の技術向上

狩猟者の減少、高齢化が進んでいることに鑑み、狩猟免許試験の実施回数を増やすことや周知に努めるなどにより、新たな捕獲の担い手の増加を図る。

また、猟友会と協力し、狩猟者の技術向上のための講習会等を開催することにより、安全性の確保や捕獲技術の向上に努める。

#### ④ 個体数調整捕獲の促進

被害を及ぼしやすい里山周辺のイノシシに対し、同一地域内で連携して一斉に個体数調整捕獲を実施するなど、効果的な捕獲を促進する。なお、被害を及ぼすおそれの少ない奥山でのイノシシ捕獲はかえって里山にイノシシを追い出すことにつながるおそれもあるので、里山での捕獲を優先して実施するものとする。

## 9 生息地の保護及び整備に関する事項

里山での林地の手入れと里山での耕作放棄地や竹林の保全管理を推進し、集落や農耕地周辺のイノシシの分布を抑制する。

対象鳥獣の種類に関わらず、鳥獣保護区等の指定により生息環境の保護を図るとともに、長期的には人工林の間伐による植生の回復、広葉樹の植栽等による多様な森林づくりなど、イノシシを含めた様々な野生鳥獣が生息できる環境を整えることにより、人間の生活域とイノシシ等野生鳥獣が生息する地域のすみ分けを図っていく。

また、耕作放棄地の保全管理を推進するため、その管理方法(中山間地からイノシシを排除する環境づくり)等について地域住民への啓発を行う。

## 10 被害防除対策

イノシシ被害を防止する対策として、狩猟や個体数調整による捕獲が重要であるが、侵入防止対策として、防護柵の設置やイノシシの隠れ場所となる草むらの状況などを把握した上で、草刈りなどの地域ぐるみの取り組みを組み合わせることにより、大きな効果を得ることができる。

また、被害防止対策は、各市町が鳥獣被害防止計画に基づき、地域の実情に合った対策を計画的に実施することが重要であり、安心して農林業に取り組める地域社会の維持を目的として、イノシシの侵入防止と農作物被害を軽減するため、草刈りの実施やエサとなる野菜くずの処分などの取組、防護柵の設置、集落点検の実施、技術習得のための研修会などにより被害防止を図る。

さらに、イノシシによる人身被害へ適切な対応のための対応マニュアルについて検討を進める。

## 11 イノシシの利活用の推進

石川県内では、イノシシによる農業被害が年々増加し、それに伴い捕獲数も増えているが、捕獲したイノシシについては、捕獲者による自己消費又は市町で焼却処分されているのが現状であり、資源としての利用度は低い。

管理の目標を達成するには、今後さらに捕獲数を増やす必要があることから、イノシシ肉の資源としての有効利用を推進し、イノシシ肉の経済価値を高めるなどして狩猟者の狩猟意欲を喚起することで、捕獲の促進につなげる。

特に、イノシシなどの野生鳥獣は「と畜場法」の対象とされておらず、食肉として処理する場合の疾病確認や解体時における衛生対策などの定めがないことから、食肉の安全性を確保するためのガイドラインを作成するとともに、試食会や料理講習会、解体技術講習会などの実施により、安全・安心で良質なイノシシ肉の普及を図る。

## 12 その他管理のために必要な事項

### (1) モニタリング等の調査研究

県は、市町等と連携協力して、効果測定や経過追跡のためモニタリングを行い、その結果をフィードバックして、検討を行い、随時計画の見直しを行うものとする。

調査内容：動態調査（分布、繁殖状況、栄養状態 など）

捕獲実態調査（捕獲圧（出猟日数、出猟人数、わな設置日数）、  
捕獲実態（捕獲数、性別、発育段階、捕獲地域）など

被害調査（被害の種類、量、季節 など）

被害対策実態調査（対策の種類、規模、効果 など）

### (2) 計画の実施体制

県は、管理対策の結果を正確に評価し、次年度あるいは次期計画にフィードバックしていくために、図11の管理実施体制を持続させるものとする。

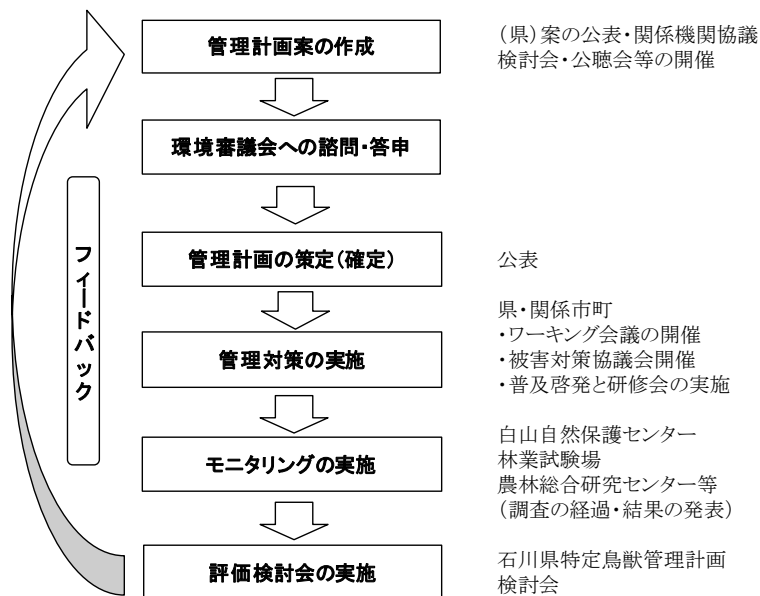


図 11 計画の実施体制

#### ① 石川県特定鳥獣管理計画（イノシシ）検討会

特定鳥獣管理計画の策定及び実施に当たって、本県に生息するイノシシの適切な管理のあり方について専門的な観点から分析、評価を行うとともに、改善点や計画の見直しについて検討を行う。

#### ② 特定鳥獣管理計画（イノシシ）ワーキング会議

イノシシによる農林作物の被害防止や、耕作放棄地の保全管理等について、関係各課・機関が相互の連携を図りながら適切な対策を検討する。

県関係課：環境部(自然環境課、白山自然保護センター)

農林水産部(農業政策課(農業参入・経営戦略推進室)、里山振興室、農業安全課、森林管理課、各農林総合事務所、農林総合研究センター)

警察本部(生活安全企画課)

関係機関：各市町、石川県猟友会

### ③各機関の役割

県、市町、猟友会、農林業者、地域住民等が密接な連携のもとに、個体数管理、被害防除対策及び生息環境管理等の管理施策に取り組む。

### (3) 普及啓発等

県は市町等と連携協力して、本計画を推進するために、生息状況、被害状況、本計画の趣旨・内容などの普及啓発に努める。

また、管理に関する技術、知識の習得を目的に、関係機関の構成員に対する研修を実施するものとする。

### (4) 関係県等との連絡調整

本県と隣接する関係県において、分布状況、被害状況に関する情報交換や連絡調整を行い、相互の連携を図りながら適切な対策の検討を行う。